

令和 7 年 4 月 23 日

**杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に
関する取扱要領の改定について**

当町では、杉戸町建設工事標準請負契約約款第10条第2項及び第3項により、建設工事における現場代理人の配置及び常駐を義務付けていますが、一定の要件を満たせば常駐義務を緩和できるよう令和 4 年 12 月に取扱要領を制定し、現場代理人の兼務が可能となる基準を明確化しています。

つきましては、令和7年2月に建設業法施行令改正により主任技術者の兼任可能要件が緩和されたことから、現場代理人の兼務要件についても同基準に改正いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

例規名称

杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

改正事項

要領第3条第2号に規定する兼務可能な工事の請負代金額を、4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)未満に引き上げ、兼務可能要件を緩和する。

主任技術者の兼任可能要件		現場代理人の兼務可能要件	
建設業法施行令第 27 条第1項		杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領	
～R7.1	4,000 万円 (建築一式 8,000 万円)未満	～R7.4	4,000 万円 (建築一式 8,000 万円)未満
R7.2～	4,500 万円 (建築一式 9,000 万円)未満	R7.5～	4,500 万円 (建築一式 9,000 万円)未満

適用日

令和 7 年 5 月 1 日以降に入札公告・指名通知又は見積徴取を行う案件より適用する。

※ 当要領は、町ホームページに掲載しています。